徳島県告示第七百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

があった。

令和三年十二月七日

同同月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		与 特定福祉用具貸 用	番地五徳島市上八万町下中筋七二	マスコット株式会社	番地五徳島市上八万町下中筋七二マスコット株式会社	社マスコット株式会
令和三年十一	和三年十月	看護	養町黒崎宮	鳥 独立行政法 法	養町黒崎宮	点 第立 第一章 第一章 第一章
年 序 月 日 止	の 勇 型 日 出	種 サーヒスの	称 所 在 地	名指定原宅サーム	称が、所で、地で、一般をおり、日本のでは、日本の	名 指定层
)	+ - - - - -				